

艇の違反に対する 裁量ペナルティー・ガイドライン

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点（ペナルティーなし）からDSQ（失格）までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. ただし、違反が故意あるいは悪質な場合には、プロテスト委員会は規則2（公正な帆走）に基づくペナルティー（DNE）を考慮します。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
4. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、具体的な規則違反に対するバンドが示されています。表2は、表1に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表1にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表2が用いられます。
5. ペナルティーは次の4つのバンドに分けられます。
 - バンド 1: 0 - 10%（中点 5%）
 - バンド 2: 10 - 30%（中点 20%）
 - バンド 3: 30 - 70%（中点 50%）
 - バンド 4: DSQ
6. まず、表1と表2を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
 - (a) 違反は偶発的であったか。
 - (b) 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか。
 - (c) 競技者や支援者は、違反を自らプロテスト委員会に報告したか。
 - (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。
8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
 - (a) 違反は繰り返されたか。
 - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
 - (c) 競技者や支援者は、違反を隠そうとしたか。
 - (d) 誰かに迷惑をかけたか。

フィン級東京オリンピック代表選考大会

9. プロテスト委員会は、これら以外のことを考慮してペナルティーを増減することができます。
10. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
- (a) 得点は、DSQの得点より悪くはない。
 - (b) パーcentageペナルティーは、小数点以下第2位を四捨五入する。
 - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響した全てのレースにペナルティーが課される(ただし、規則64.4(c)に基づく場合を除き、有効な抗議がなされたレースに限る)。
 - (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則64.2に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。

表1 規則違反と対応するバンド

SI 2	広告		
		World Sailing 広告規定20.9.2に従う	
SI 3.5 NoR 3.5	無線通信		
		安全に関わる緊急の場合	0
		援助にあたる情報を得た(規則41に違反した) それ以外の場合	4 3
SI 19	安全規定		
		リタイア報告の要件を順守しなかった 違反により捜索や救助活動が発動した	1 4
SI 20	装備の交換		
		最初の妥当な機会に提出しなかったもっともな理由があった	1
		最初の妥当な機会に提出しなかったもっともな理由がなかった 装備を不適合な装備に交換した	3 4
SI 21	装備と計測チェック		
		指示に従わなかった事情やもっともな理由があった 指示に従わなかった事情やもっともな理由がなかった	1 3
NoR 8	装備検査		
		指示に従わなかった事情やもっともな理由があった 指示に従わなかった事情やもっともな理由がなかった	1 3
NoR 13	停泊		
		レース海面に到着できる施設を利用しなかった 禁止区域に停泊した	1-2 3

フィン級東京オリンピック代表選考大会

表2 ペナルティーを決定するための一般的な質問

危険を及ぼす可能性があったか？	
可能性はなかった	1
及ぼす可能性はあったが、及ぼしたか否か明らかではない	2-3
及ぼした	4
艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか？	
有利を得る可能性もなかった	1
有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない	2-3
有利を得た	4
スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？	
無い	1
懸念されるが、確かではない	2-3
ある(プロテスト委員会は、規則 69 に基づく審問召集を検討する。)	4
損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？	
無かった	1
可能性はあったが、引き起こさなかった	2-3
引き起こした	4

支援者の違反に対する 裁量ペナルティー・ガイドライン

1. プロテスト委員会が、支援者の規則違反を審問で判断した場合、規則64.5はその支援者と、特定の場合においては艇に対し、ペナルティーを規定しています。裁量ペナルティーの決め方は、艇に対する裁量ペナルティー・ガイドラインの項番3と同じです。不正行為に関しては、規則69に基づきペナルティーが決定されます。

2. 支援者に対する裁量ペナルティー

2.1 ペナルティーは次の5つのレベルに分けられます。

レベル1 : 警告

レベル2 : その支援者を1レース以上、出艇させない

レベル3 : その支援者を1日以上、出艇させない

レベル4 : その支援者を1日以上、大会会場に入れない

レベル5 : その支援者を残りの大会期間中、大会会場に入れない、および/または、規則69に基づく不正行為でその支援者を告発するなど、規則の規定に従ってプロテスト委員会の権限内でその他の措置を講じる

2.2 裁量ペナルティーの基本ペナルティー

安全	レベル
<ul style="list-style-type: none"> ・ ローカル規定を守らなかった ・ 不適切な行動、危険な行為、競技の公平性または安全性に影響する行動に関与した ・ 認められていない人員が乗船していた ・ 適切な保険に加入していなかった 	<p>1-5</p> <p>3-5</p> <p>2-4</p> <p>3-5</p>
大会会場とエリア制限	
<ul style="list-style-type: none"> ・ セーリング会場内に未登録の支援艇がいた ・ 制限エリアの外にいなかった ・ レース中の艇に影響を与えた 	<p>3-5</p> <p>3</p> <p>3-5</p>
電子機器と通信	
<ul style="list-style-type: none"> ・ VHF ラジオ、タブレット、携帯電話またはその他の通信機器の不正使用 ・ VHF 等を介した不適切な通信 (RC への妨害) ・ 冒とく的な表現または口汚い表現 (RC、TC、OA、プロテスト委員会または他の支援者に対して) 	<p>2-5</p> <p>1-2</p> <p>1-5</p>
その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の指示に従わなかった ・ レースオフィシャルからの合理的な要求に応じなかった 	<p>1-4</p> <p>1-5</p>

3. 艇に対する裁量ペナルティー

3.1 プロテスト委員会は、規則 60.3(d)または規則 69 に基づき支援者の違反における審問の当事者である艇に対して、あるレースでのその艇の得点を DSQ 以下に変更することによりペナルティーを与えることができます。ペナルティーを決定する際、プロテスト委員会はこの文書に基づきます。

3.2 ペナルティーは4つのバンドに分割され、中間点は通常の基本ペナルティーです：

(a)バンド1 - 0-10%(中間点 5%)

(b)バンド2 - 10-30%(中間点20%)

(c)バンド3 - 30-70%(中間点50%)

(d)バンド4 - DSQ

3.3 以下の表を使用して適用されるバンドを決定します。プロテスト委員会は、ペナルティーを増加または減少すべきかを決定するために他の質問をすることができます。「基本ペナルティー」がバンドの中間点にあると考えてください。

その艇は競技上の有利を得たか？	バンド
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有利を得た可能性はない ・ 有利を得た可能性はある ・ 明らかに有利を得た 	1 2-3 4
プロテスト委員会が、前の審問の後、艇にペナルティーを課すこともあると艇に対して書面で警告した後、支援者が更なる違反を犯した。 その違反行為により損傷または負傷が発生する可能性はあったか？	
<ul style="list-style-type: none"> ・ なかった ・ 可能性はあったが、確かではない ・ あった 	1 2-3 4
その違反行為により安全性が損なわれる可能性があったか？	
<ul style="list-style-type: none"> ・ なかった ・ 可能性はあるが確かではない ・ あった 	1 2-3 4
その違反行為がセーリング・スポーツの名誉を傷つける可能性があったか？	
<ul style="list-style-type: none"> ・ なかった ・ 可能性はあるが確かではない ・ あった 	1 2-3 4

得点は、艇の違反に対する裁量ペナルティーの項番10に準じます。

3.4 以下の質問に対する肯定的な回答は、ペナルティーの軽減につながります。

- (a) 違反は偶然であったか、または回避できなかったか？
- (b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか？
- (c) 支援チーム以外の誰かが、その違反行為を犯したか？
- (d) 支援者は違反を認め、調査に貢献したか？

3.5 以下の質問に対する肯定的な回答は、ペナルティーの加重につながります。

- (a) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか？
- (b) 違反を隠そうとしたか？
- (c) 誰かに迷惑をかけたか？
- (d) 支援者は更なる違反を犯したか？

2021年5月9日
プロテスト委員長
石川 雅之